

始良市農業委員会総会議事録(2月)

1. 開催日時 平成27年2月20日(金) 午後1時30分から午後4時17分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(27人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甕 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆 雄	19番	夏 田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰 行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋 一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員
なし

3. 議事日程
 1. 議事録署名委員の指名(23 番 前田委員、24 番 森委員)
 2. 会議書記の指名
 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
 4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
 6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
 7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
 8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について
 9. 議案第 7 号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について
 10. 議案第 8 号 耕作放棄地の非農地決定
 11. 農地あっせんの経過報告
 12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政畜産係長

~~始良農林耕地係長~~

事務局	(大会議室に全員着席) 姿勢を正してください。 一同礼。 〔1、総会の通告〕
議長	只今から、平成 26 年度第 11 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27 名中 27 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議長	それでは、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告
議長	議事日程に入ります。 それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
委員	「異議なし」
議長	それでは、23 番委員、24 番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の 制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配 偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっております ので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし ます。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把 握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出 ていただき退席等よろしくをお願いいたします。
議長	————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は2月28日を予定しております。 また、契約の始期は、3月1日を予定しております。契約年数は、2年が1件、3年が6件、5年が15件、10年が4件、合計の26件です。面積につきましては、田の37,980㎡、畑の15,352㎡合計の53,332㎡です。内容については、総会資料2ページから6ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料6ページ24番が22番委員、25番が4番委員、26番が5番委員の関連する議案となっております。 これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願います。 以上、第1号議案の説明といたします。
議 長	それでは、1番から23番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から23番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号1番から23番については原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号24番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 22番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第1号24番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号24番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 24 番は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 1 号 25 番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 4 番委員の退席をお願いします。 それでは、議案第 1 号 25 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 25 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 25 番は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 1 号 26 番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 5 番委員の退席をお願いします。 それでは、議案第 1 号 26 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 26 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 26 番は原案のとおり決定いたしました。
		————— 議案第 2 号 —————
議 長		次に、日程第 4 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、7 ページとなります。今月申請は、6 件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 ページに調査

議 長	書がありますので審議の参考にして下さい。それでは、ご説明いたします 1 番 譲受人が始良市三拾町在住の〇〇さん。譲渡人が始良市平松在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番の畑で、面積が 514 m²と同字〇〇番の田、面積が 375 m²の合計 889 m²です。以上で 1 番の説明を終わります。
委 員	ただいまの事務局説明に関連して 6 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番です、調査報告します。2 月 8 日に譲受人の自宅を訪問して調査しました。自宅のすぐ隣の畑と田で、機械等も揃っておりました。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	2 番について説明します。譲受人が蒲生町下久徳在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町下久徳在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字小宇都〇〇番〇の田で、面積が 1084 m²です。 以上で 2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明の 2 番に関連して 17 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	17 番です、調査報告します。2 月 8 日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。申請地は中山間地域の農用地内で現在も耕作されており、渡し人の農地は離れており売却を考え、隣接農地の受け人へ相談した。受け人は水稻・野菜を栽培され、農機具等も揃っており何も問題はありません。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に 3 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	3 番について説明します。譲受人が脇元在住の〇〇さん。譲渡人が宮島町在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字芳元町〇〇番〇の田で、面積が 637 m²です。下限面積については、経営面積 2591 m²と取得面積 637 m²の合計面積 3228 m²になります。以上で 3 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明の 3 番に関連して 3 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	3 番です、調査報告します。2 月 7 日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。受け人はもともと住吉出身で実家に機械入れ倉庫を設けそこに機械等が保管されておりました。そばに受け人名義の田もあり、申請地は姪の名義である。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	次に 4 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	4 番について説明します。譲受人が加治木町新生町在住の〇〇さん。譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字宇川内〇〇番〇、畑 540 m ² と字西迫〇〇番〇、畑 406 m ² 、と同字〇〇番、畑 395 m ² 、と同字〇〇番〇、畑 754 m ² と字白木山〇〇番、畑 935 m ² 及び字藤次郎ヶ迫〇〇番〇の畑 1351 m ² で、合計面積が 4381 m ² です。以上で 4 番の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明の 4 番に関連して 5 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	5 番です、調査報告します。2 月 7 日に譲渡人の自宅を訪問して聞き取り調査しました。この案件は昨年財産の半分ほどを受け人に贈与されまして、その残りの財産で、それを贈与するということです。最近では受け人が中心になり農作業を行っております。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	次に 5 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	5 番について説明します。譲受人が加治木町反土在住の〇〇さん。譲渡人が鹿児島市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町反土字寺上〇〇番〇、田 1887 m ² と字松尾〇〇番〇の畑 777 m ² で、合計面積が 2664 m ² です。以上で 5 番の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明の 5 番に関連して 12 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	12 番です、調査報告します。2 月 6 日に譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査しました。田はすでに耕運されており、畑は果樹が植栽されておりました。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	次に 6 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	6 番について説明します。譲受人が平松在住の〇〇さん。譲渡人が東餅田

議 長	在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字東原田〇〇番〇の田で、面積が 792 m²です。以上で 6 番の説明を終わります。 ただいまの事務局説明の 6 番に関連して 20 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20 番です、調査報告します。2 月 8 日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。申請人は以前より申請地を耕作されており、今回購入した。労働力が夫婦で農業機械も完備しておりました。また申請地は耕運されており、以上のことから、当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 2 号 1 番から 6 番について、一括して質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありますか。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 6 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 6 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	————— 議案第 3 号 —————
議 長	次に、日程第 5 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請の 1 番について説明します。変更前の申請人が加治木町日木山の〇〇さんでございます。土地の所在が加治木町日木山字石元〇〇番、地目畑、面積 1041 m²、同じく〇〇番、地目畑、面積 461 m²、同じく〇〇番、地目畑、面積 728 m²、同じく〇〇番、地目畑、面積 1178 m²、ただいままでのものは平成 26 年 12 月許可の分です。続きまして、同じく〇〇番、地目畑、面積 520 m²、同じく〇〇番、地目畑、面積 364 m²、同じく〇〇番、地目畑、面積 639 m²、同じく〇〇番、地目畑、面積 586 m²の転用目的は

	車置場で平成 27 年 1 月 26 日許可です。変更理由が今回の申請地についても計画に入れる予定で用地交渉をしていたが、当初の申請時点では所有者の同意が得られず事業計画から外していましたが、最近になり、所有者より買い取ってほしいとの依頼があったため事業計画変更の申請をするものです。当初平成 26 年 12 月許可が事業面積 3408 m²で、前回平成 27 年 1 月の許可ですが、事業面積 5517 m²で新たに 2109 m²増えております。今回の分の内訳が 1 月までの既許可分が 5517 m²で、今月議案第 5 号の 12 番で申請分が同じく石元の〇〇番外 3 筆の畑で 3108 m²、譲渡人が〇〇さんほか 1 名です。また今回、原野を含めて行うことで、〇〇番、〇〇さんの原野で 572 m²を事業に取り組み行う、全体の事業面積が 9197 m²です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、12 番委員に議案第 5 号 12 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	12 番です。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、中野公民館から北に約 200mの位置です。
	被害防除については、現況は東が畑、西が里道、南は里道、北は里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	2 番を説明します。申請人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇です。土地の所在が、当初は蒲生町下久徳字井穴口〇〇番〇、地目が田、面積が 107 m²、同字〇〇番〇、地目田、714 m²、同字〇〇番、地目田、673 m²、同字〇〇番、地目田、163 m²、同字〇〇番、地目田、1831 m²、同字〇〇番、地目田、991 m²、同字〇〇番、地目田、1304 m²、同字〇〇番、地目田、120 m²、同字〇〇番、地目田、2117 m²で、平成 25 年 12 月 20 日付けでチップ製造工場の許可を受けております。変更後の申請人は同じく〇〇産業株式会社で、変更前の井穴口〇〇番、地目が田、面積が 120 m²のみ山林として事業計画の変更が出ております。変更理由が当該地は、水路を挟んだ土地で車輛の乗り入れに支障をきたす恐れから、当初の計画から除外して山林として利用する。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、15 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	15 番です。農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、インフラテック蒲生工場から南に約 300mの位置です。 被害防除については、現況は東が水路、西が山林、南は山林、北は山林で

議 長	す。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
事務局	次に 3 番について事務局の説明を求めます。 3 番を説明します。申請人の変更前が〇〇さんで、土地の所在が、蒲生町下久徳字長緑〇〇番、地目が畑、面積が 358 m²で、平成 19 年 12 月 21 日付で山林の許可を受けております。変更後の申請人は始良市の〇〇さんで、土地の所在が蒲生町下久徳字長緑〇〇番、地目が畑、面積が 358 m²で山林です。変更理由が親から当該地を譲り受けたが、事情により妹に譲り渡すとのことです。議案第 5 号 16 番で 5 条申請がされております。クヌギを植林して利用する。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、15 番委員に議案第 5 号 16 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	15 番です。農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、インフラテック蒲生工場東隣の位置です。 被害防除については、現況は東が道路、西が工場、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 3 号 1 番から 3 番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第 3 号農地転用事業計画変更申請についての 1 番から 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 3 号農地転用事業計画変更申請についての 1 番から 3 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ————— 議案第 4 号 ————— 次に、日程第 6 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

事務局	まず、1番について事務局の説明を求めます。 それでは議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明します。 申請人が始良市平松在住の〇〇さんです。土地の所在が松原町2丁目〇〇番〇、地目田、面積272㎡です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって3種農地と判断されます。転用目的が一般住宅、1棟の113.86㎡です。申請理由が現在借家住まいのため、自己の住宅を建築したい。融資資金で対応をする。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議長 委員	ただ今の説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 13番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約300mの位置です。 被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は田、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長 事務局	次に、2番について、事務局の説明をお願いします。 それでは2番について説明します。申請人が鹿児島市伊敷台在住の〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字岩根前田〇〇番〇、地目田、面積316㎡です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画の用途が第1種住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって3種農地と判断されます。転用目的が共同住宅及び駐輪場、3棟の129.75㎡です。申請理由が当該地に共同住宅を建築する。融資資金で対応をする。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議長 委員	ただ今の説明の2番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、帖佐中学校から南に約50mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長	これより、議案第 4 号 1 番と 2 番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、 1 番と 2 番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛 成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処 分決定についての 1 番と 2 番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮 問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問をいたします。
————— 議案第 5 号 —————	
議 長	次に、日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決 定についてを議題に供します。 先ず 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定につ いての 1 番についてご説明申し上げます。借り人が始良市西餅田在住の〇〇 さんでございまして、貸人が加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在が、加 治木町木田字西塩入〇〇番〇、地目田、面積は 300 m ² 。権利内容は使用貸 借権設定です。農地区分は農業振興地域外です、都市計画区域の工業地域 です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農 地の区分は 3 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1 棟で 100.61 m ² でございまして。申請理由が、現在、借家住まいのため、土地を借りて自己の住 宅を建築するため。資金計画は自己資金及び融資資金で対応ということでご ざいます。土地改良区等の意見書は添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、11 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。
委 員	11 番でございまして。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請 地の位置としまして、加音ホールから南に約 20m の位置でございまして。被害防 除現況は、東が雑種地、西が雑種地、南が畑、北は市道です。申請実現の確 実性でございまして、資金証明及び融資証明もあり確実である。総合意見とし まして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査

議 長 事務局	委員としましては許可意見であります。以上です。 次に、2 番について事務局の説明を求めます。 2 番についてご説明申し上げます。借り人が始良市東餅田在住の〇〇さん でございます、貸人が始良市平松在住の〇〇さん、土地の所在が、平松字 荒平〇〇番〇、地目田、面積が163 m²、同じく同字〇〇番〇、地目田、面積が 195 m²、同じく同字〇〇番〇、地目田、面積が 72 m²の合計 430 m²です。権利 内容が使用貸借権設定です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域内 の用途の設定はありません。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり が10ha未満です。農地の区分は2種農地と判断されます。転用目的が一般住 宅 1 棟の 124.62 m²でございます。申請理由が、現在借家住まいのため、手狭 で今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築するためです。資金計画につ いては、融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要で あります。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、13 番委員から、調査の結果並びに補足説明を お願いします。 13 番でございます。農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当 するため問題なし。申請地の位置としまして、池田パン重富工場から北に約 230m のところの位置でございます。被害防除としまして現況は、東が県道、西 が市道、南が水路、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、融資 証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、 転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員とし ましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に 3 番について事務局の説明を求めます。 3 番の説明をします。譲受人が霧島市国分在住の〇〇さんでございます。 譲渡人が神奈川県相模原市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、船 津字川崎〇〇番の畑 332 m²と同字〇〇番〇畑 460 m²の 2 筆計 792 m²です。 権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内の農用地区域外 で、都市計画区域内の用途の設定はありません。土地改良事業の施行はなし、 農地の広がりが 10ha 未満であるので農地区分は第 2 種農地と判断します。転 用内容が一般住宅及び車庫、倉庫、資材置場で、2 棟の 200.81 m²です。申請 理由が現在借家住まいのため、手狭で今回申請地に自己の住宅、車庫及び 倉庫、資材置場を建築するためです。。資金計画は融資資金で対応です。土 地改良区の意見書は区域外で不要であります。被害防除計画書が添付されて おります。通行承諾書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、10 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願

委員	いします。 10 番です。農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、船津公園から北東へ約 20m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地と畑、西が宅地と県道、南は宅地、北は道路です。隣接農地の通路確保に 1.5m から 2m を確保する。申請実現の確実性は、資力は融資、面積は適当であります。融資資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は東側に通路として 1.5 から 2m を確保する。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次に、4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	4 番の説明をします。譲受人が霧島市国分中央在住の〇〇さんでございます。譲渡人が蒲生町西浦在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町西浦字木場田〇〇番の畑、面積は 57 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内の農用区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha 未満でございます。農地区分は第 2 種農地と判断します。転用内容が駐車場です。申請理由として隣接宅地に一般住宅を建築し、申請地を駐車場とするものです。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、14 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	14 番でございます。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、西浦小学校から北に約 600m の位置でございます。被害防除現況は、東が原野、西が宅地、南が道路、北は原野です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次に、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	5 番の説明をします。譲受人が加治木町反土在住の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町反土在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字干迫〇〇番〇の田、面積は 259 m²のうち 253 m²です。6 m²の土地は北側の田の排水路を確保するためです。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の準工業地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりが 10ha 未満でございます。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が一般住宅 1 棟の 91.91 m²で

議 長	す。申請理由として現在借家住まいのため、子供も成長して手狭になったので、申請地に一般住宅を建築するため。資金計画は融資資金で対応です。水利組合の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。 ただいまの説明に関連して、12 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	12 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、加治木インターから南東に約 200m の位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が田、南が市道、北は田です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	6 番の説明をします。譲受人が株式会社〇〇代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が三重県員弁郡在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字西道丁原〇〇番〇の畑、面積は 664 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満でございます。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が宅地分譲です。申請理由として、申請地は住宅街で道路も整備されている地域であり、住宅需要が見込まれるので申請地を宅地分譲に造成する。融資資金で対応です。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。始末書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、14 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、イオン始良店から北に約 350m の位置でございます。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が道路、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	次に 7 番の説明をします。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が静岡県浜松市在住の〇〇さんでございます。土地の所在

	が、東餅田字上古川〇〇番〇の田 271 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満で農地区分は第3種農地と判断する。転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地を取得して宅地分譲一筆分譲として利用する。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付があります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、13番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	13番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置とし、イオン始良店から北東に約340mの位置でございます。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が畑、北は田です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見とし、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	8番の説明をします。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が静岡県浜松市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字上古川〇〇番〇の田69m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満で農地区分は第3種農地と判断する。転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地を取得して宅地分譲一筆分譲として利用する。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付があります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただ今説明に関連し、13番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	13番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置とし、イオン始良店から北東に約340mの位置でございます。被害防除の現況は、東が道路、西が水路、南が道路、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見とし、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	9番の説明をします。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。

議 長	す。譲渡人が静岡県浜松市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字東道丁原〇〇番〇の畑 1160 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満で農地区分は第 3 種農地と判断する。転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地を取得して宅地分譲 6 区画として利用する。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付してあります。以上です。 ただ今の説明に関連し、14 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	14 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、イオン始良店から北東に約 450m の位置でございます。被害防除の現況は、東が宅地と畑、西が宅地、南が道路、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。特記事項及び条件はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、10 番について事務局の説明を求めます。 事務局 10 番の説明をします。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が静岡県浜松市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字東道丁原〇〇番〇の畑 281 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満で農地区分は第 3 種農地と判断する。転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地を取得して宅地分譲一筆分譲として利用する。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、14 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 委 員 14 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、イオン始良店から北東に約 650m の位置でございます。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が道路、北は道路です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	11 番の説明をします。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。譲渡人が熊本県熊本市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字平前〇〇番〇の畑 190 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外。都市計画区域内の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的が一般住宅、1 棟の 66.24 m²です。申請理由が、現在、借家で手狭なため、申請地に自己住宅を建築する計画であります。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、15 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	15 番です。農地区分は 3 種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、帖佐中学校から西へ約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、12 番について事務局の説明を求めます。
事務局	12 番の説明をします。譲受人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑 1295 m²と同字〇〇番、畑 751 m²の 2 筆の 2046 m²です。続きまして、譲渡人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町日木山字石元〇〇番の畑 404 m²で同字〇〇番、畑 658 m²の 2 筆の 1062 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農振農用地域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 2 種農地と判断されます。転用目的は車輛置場です。申請理由が、既存の車置場が手狭になったため、近傍地に最適地があったので、申請地に車輛置場を建設する。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区等は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。同字 1143、同字 1144、同字 1152、同字 1155、同字 1135、同字 1137、同字 1138 の転用許可地及び同字 1142、原野、572 m²と一体利用する。全体事業面積 9197 m²。事業計画変更の 3 号議案の 1 番と同一です。以上です。
議 長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第 3 号 1 番で、12 委員から報告済でありますので省略します。 次に、13 番について事務局の説明を求めます。

事務局	13 番の説明をします。譲受人が加治木町反土在住の〇〇さんでございます。譲渡人が北海道帯広市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字樋ノ口〇〇番の田 641 m²です。 権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域内の農用地域内で農用地区域除外の許可が出ております。都市計画区域内の区域設定はありません。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 1 種農地と判断します。転用目的は一般住宅、2 棟の 2 世帯住宅で 161.99 m²です。申請理由が、現在の借家が手狭となり永住用家屋の建築に至る。また同一敷地内に現在、借家にいる妻の父も別棟永住用家屋の建築設計にいたる。資金計画は自己資金及び融資資金で対応です。土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、11 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	11 番です。農地区分は第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するので問題はありません。申請地の位置は、かじの木保育園から南東に約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が田、西が宅地、南は市道、北は田です。申請実現の確実性は、資金証明及び融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、14 番について事務局の説明を求めます
事務局	14 番の説明をします。譲受人が株式会社〇〇代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が静岡県浜松市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字下九十ホ〇〇番〇の田 1417 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の商業地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的は宅地分譲です。申請理由が当地を一般住宅用の宅地分譲 5 区画の計画に至る。資金計画は自己資金で対応する。土地改良区の意見書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、13 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	13 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、イオン始良店の北側の位置です。被害防除については、現況は東が水路、西が GS、南 GS と水路、北は水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基

議 長	準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、15 番について事務局の説明を求めます。 15 番の説明をします。譲受人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字上尾立〇〇番の田 315 m²のうち 45 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種住居地域です。土地改良事業の施工はなし、農地の広がりが 10ha 未満である。農地区分は 3 種農地と判断されます。転用目的は通路です。申請理由が、申請地南側の自作地の水田へ通じる農業用機械の搬入路として利用する。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、11 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	11 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、家畜保健衛生所から東に約 50m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が田、南は里道、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件および特記事項はありません。 総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、16 番について事務局の説明を求めます
事務局	16 番の説明をします。譲受人が始良市下名在住の〇〇さんでございます。譲渡人が指宿市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町下久徳字長緑〇〇番の畑 358 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の地域区域の設定はありません。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが 10ha 未満である。農地区分は第 2 種農地と判断します。転用目的は山林です。申請理由がシイタケ栽培のため、クヌギを植林する。資金計画は自己資金で対応する。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。この案件は議案第 3 号の 3 番の事業計画変更申請と同一です。以上です。
議 長	本件についての、現地調査員の報告は、議案第 3 号 3 番で、15 番委員から報告済でありますので省略します。 次に、17 番について事務局の説明を求めます。
事務局	17 番の説明をします。譲受人が蒲生町上久徳在住の〇〇さんでございます。

	す。譲渡人が蒲生町白男在住の〇〇さんと鹿児島市の△△さんでございます。〇〇さんの土地の所在が、蒲生町北字瀬戸口〇〇番〇の畑 28 m²です。△△さんの土地の所在が、蒲生町北字瀬戸口〇〇番〇の畑 146 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域内の農用地区域外で、都市計画区域の地域区域の設定はありません。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満である。農地区分は第2種農地と判断します。転用目的は駐車場です。申請理由が現在、長男が経営している会社の従業員駐車場が不足しているため、当地を取得して駐車場として会社に賃貸したい。資金計画は自己資金で対応する。土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、10 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	10 番です。農地区分は第2種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、蒲生分遣所から北東へ約150mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が道路、南は市道、北は道路です。申請実現の確実性は、資力は自己資金で面積は適当です。資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、18 番について事務局の説明を求めます
	事務局 18 番の説明をします。借り人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇でございます。貸人が蒲生町久末在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町久末字新口〇〇番の田 548 m²です。権利内容は賃借権です。農地区分が農業振興地域内で農用地区域外です、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha以上である。農地区分は第1種農地と判断します。転用目的は泉源地、1棟の24.75 m²です。申請理由が隣接地に温泉があるが、現在の湯量では不足するため、泉源地を確保増設する。資金計画は自己資金で対応です。水利組合の意見書は添付されております。被害防除計画書の添付があります。以上です。
	議 長
	ただ今の説明に関連し、19 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	19 番です。農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、フォンタナの丘の東隣の位置です。被害防除については、現況は東が水路、西が水路、南は水路、北は水路です。申請実現の確実性は、一時転用で現在使用中であり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一

議 長	般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、19 番について事務局の説明を求めます 19 番の説明をします。借り人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。貸人が蒲生町白男在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町白男字樋迫〇〇番〇の田 1359 m²です。権利内容は使用貸借権の設定です。農地区分が農業振興地域内で農用地区域外です、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 2 種農地と判断します。転用目的は資材置場、作業場です。申請理由が申請地を椎茸のホダ木等の資材置場、作業場として利用したい。借り人は椎茸の栽培及び雑木等の伐採等を行っており、またログハウス等の建築をしている。資金計画は建設機械を所有しており自己で造成を行い資金は不要です。土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、19 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	19 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、大山小学校から北に約 1100m の位置です。被害防除については、現況は東が水路、西が里道、南は山林、北は道路です。申請実現の確実性は、鳥獣被害が多くあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第 5 号 1 番から 19 番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。
委 員	[質問なし]
議 長	無いようですので、ここでお諮りいたします。 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 19 番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 19 番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問いたします。

議 長		ここでしばらく休憩をいたします。
議 長		それでは再開します。
————— 議案第 6 号 —————		
議 長		次に、日程第 8 議案第 6 号 農地の利用目的変更願いについてを議題に供します。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	議案書の 18 ページになります。議案第 6 号 農地の利用目的変更願いについて説明します。1 番が届出人加治木町反土在住の〇〇さんで土地の所在が、加治木反土字花立〇〇番〇の田 341 m ² です。変更後の使用目的が家庭菜園とする目的です。申請理由が高齢のため、稲作が出来ず畑として自家用野菜を栽培する。以上です。
議 長		ただ今の説明に関連し、12 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
	委 員	12 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木工業高校から東に約 50m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、周囲が住宅のため、田として利用できず、畑として利用するため確実である。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長		次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	2 番について説明します。届出人加治木町反土在住の〇〇さんで土地の所在が、加治木反土字花立〇〇番〇の田 330 m ² です。変更後の使用目的が家庭菜園とする目的です。申請理由が、水田として耕作が出来なくなったため、畑として自家用野菜を栽培する。以上です。
議 長		ただ今の説明に関連し、12 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
	委 員	12 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木工業高校から東に約 50m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、周囲が住宅のため、田んぼとして利用できないため、畑として利用するため確実である。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。

議 長	す。以上です。
事務局	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。 3 番について説明します。届出人蒲生町下久徳在住の〇〇さんで土地の所在が、蒲生町下久徳字下川原〇〇番の田 644 m²です。変更後の使用目的が家庭菜園とする目的です。申請理由が、水利の便が悪く管理が大変なため、畑として自家用野菜を栽培する。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、10 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	10 番です。農地区分は第1種農地です。申請地の位置は、蒲生高校から南東に約 250mの位置です。被害防除については、現況は東が田、西が道路、南は田、北は田です。申請実現の確実性は、水利の便が悪く管理が大変なため、畑として利用するため確実である。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 6 号 1 番から3番について、一括して質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第 6 号 農地の利用目的変更願についての1番から3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第 6 号 農地の利用目的変更願についての1 番から3 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第 7 号 —————	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号農地あっせん申出売渡・貸付希望についてを議題に供します。 1 番から 7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 7 号議案あっせん申出売渡・貸付希望についてご説明致します。総会資料は、19 ページとなります。今月申請は 7 件です。 参考資料 110 ページからになりますので審議の参考にして下さい。

議 長 委 員 議 長 委 員	それでは、1 番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が増田字竹下〇〇番田の1000㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇さんです。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。 続きまして、2 番をご説明致します。参考資料は、111 ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町木田字屋ノ上〇〇番田の385㎡です。申請人は、加治木町反土在住の〇〇さんです。条件として、譲渡希望価格が農業委員会一任です。 続きまして、3 番をご説明致します。参考資料は、112 ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町米丸字前田〇〇番田の242㎡です。申請人は、蒲生町米丸在住の〇〇さんです。条件として、譲渡希望価格が農業委員会一任です。 続きまして、4 番をご説明致します。参考資料は、113 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字屋ノ上〇〇番田の972㎡。申請人は、加治木町反土在住の〇〇さんです。条件として貸付期間5年。希望小作料が玄米又は白米1俵です。 続きまして、5 番をご説明致します。参考資料は、114 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が大山字大山〇〇番田の1350㎡です。申請人は、兵庫県西宮市在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間5年。希望小作料が農業委員会一任です。 続きまして、6 番をご説明致します。参考資料は、115 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が木津志字段〇〇番田の1494㎡、同字〇〇番田の662㎡、同字〇〇番田の668㎡、同字〇〇番畑の654㎡、同字〇〇番田の759㎡、字立迫〇〇番田の1114㎡です。申請人は、愛知県西尾市在住の〇〇さんです。条件として貸付期間5年。希望小作料は管理していただければ無償です。 続きまして、7 番をご説明致します。参考資料は、116 ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字岩下〇〇番田の1139㎡です。申請人は、加治木町木田在住の〇〇さんです。条件として、貸付期間5年。希望小作料が管理していただければ無償です。 以上、議案第7号の説明を終わります。 ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。 意見なし よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第7号 農地あっせん申出売渡貸付希望についての1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 [全員挙手]
---	---

		を渡して課税の方も変更していく流れになります。以上です。
議 長		ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。 5 番委員どうぞ。
	委 員	この非農地の調査で非農地と決定した場合、農業委員会からの決定通知書で、これで法務局に提出すれば地目変更が可能ですか。
議 長		事務局どうぞ。
	事務局	法務局で地目変更するための証明になります。法務局の地目変更申請書にこれを付けて出していただくことで地目変更になります。
	委 員	分かりました。
議 長		他にありませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 8 号 耕作放棄地の非農地決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第 8 号 耕作放棄地の非農地決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず事務局からお願いします。
	事務局	農地あっせんの経過報告書の 1 ページをお願いします。4 番は売買金額が高くあっせんは難しいので、利用権設定を進めております。 続いて、2 ページの 20 番は、現在 4 月の利用権設定に向けて進んでおります。 続きまして、4 ページ 46 番は利用権設定を来月の総会でかける予定です 続きまして、5 ページの 58 番は利用権設定を来月の総会でかける予定です 続きまして、59 番も利用権設定を来月の総会でかける予定です 60 番も利用権設定を来月の総会でかける予定です。61 番も利用権設定を来月の総会でかける予定です。65 番も利用権設定を来月の総会でかける予定です。以上で終わります。

議 長		委員の方から質問はありませんか。はいどうぞ。
	委 員	10 番です。お願いですが、賃貸ではなく譲渡ですが、担当地区であれば大体の価格は把握しておりますが、他の地域の依頼を受けた場合に価格を大体の目安でよろしいですので、一覧表でも作っていただければいいのですが。
議 長		事務局どうですか。
	事務局	実績の方で、今年と昨年の実績報告の一覧表を来月の総会に出せるように準備をしたいと思います。
議 長		そのようにお願いします。13 番委員どうぞ
	委 員	13 番です。木津志の担当地域ですが、現在まで 3 年ほど経つのにまだですが、今回また出たわけですが、今回の 6 筆はまとめて 6 筆を貸し出しするのか、部分的な 1 筆でも貸し付け可能なのか。
議 長		事務局どうぞ。
	事務局	本人は 6 筆全部借りられたらと言われますが、1 筆でも借りられる方がおられれば、こちらの方から連絡を取りたいと思います。
議 長		よろしいでしょうか。他にありませんか。はいどうぞ。
	委 員	21 番です。38 番ですが、この方と 28 番の方と訪問しましたが、圃場が隣り合わせでお茶を作っておりますが、何とかできないか相談をしましたが、28 番の方が売りたいと言われますが、38 番さんがお茶の品種が違う、早生系のお茶がほしいとのことで話され、買受けの方も楠原台地の土地をあっせんしたわけですが、今お茶の価格が非常に安いとのことで、この買受けの申請取り下げをされました。28 番の方は買い手を見つけていただきたいとのことです。 加治木の圃場はなかなか買い手が見つからない状態です。
議 長		他にありませんか。
	委 員	(発言なし)
議 長		よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります 次に、農用地利用集積計画貸し借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告をいたします。2 月

		は、8 件が提出されております。 内容については、別紙の合意解約 2 月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですので御理解方よろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議 長		ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		その他で何かございませんか。
	委 員	「意見なし」
議 長		次に、来月の現地調査、総会日についてですが、 現地調査は、3 月 13 日金曜日に、総会は、3 月 20 日月曜日に開催予定でよろしいですか。
	委 員	「意見なし」
議 長		現地調査委員は、1 班を、9 番委員、17 番委員、18 番委員に、2 班を、19 番委員、20 番委員、21 番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
議 長		以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありますか。
	委 員	「発言なし」
議 長		ありがとうございました。事務局より何かありませんか。
	事務局	○ アグリ太陽の経過報告について ○ 加治木町地久里地区の耕作放棄地の取り扱いについて ○ 平成 27 年度 賃借料情報及び農作業基準賃金について ○ 農政座談会について
議 長		他に何かありませんか。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成 26 年度第 11 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 「閉会」
	事務局	姿勢を正してください。 一同礼。

農業委員会法の 27 条（議事録）において署名する。

署名委員

署名委員